

第8章

行財政運営

効率的・効果的な行財政運営により総合計画を進めます

第8章 第1節

行政経営

限られた資源の中で 戦略的に自律(自立)的行政経営を進めます

811 総合計画の実現に向けた計画行政を推進します

812 行政経営の考え方に立った改革をさらに進めます

813 選ばれる自治体をめざします

814 組織力の充実を図ります

815 IT を効果的に活用して市民サービスの向上に努めます

第8章 第2節

財政運営

歳出の見直しと削減 適正な歳入確保により健全な財政運営を維持します

821 計画的な財政運営に努めます

822 財源の確保に努めます

823 受益と負担の適正化に取り組みます

824 財務の透明性を確保します

第8章 第3節

地方分権

自治体としての自立性を確保しつつ 近隣自治体との連携を進めます

831 自治体としての自立性を確保します

832 自治体間の連携を推進します

833 自立した自治体にふさわしい人材を育成します

第8章 第4節

情報公開と市民参加

市政情報の積極的な公開と市民参加を進めます

841 市政情報の共有化を図ります

842 行政サービスの向上に努めます

843 協働によるまちづくりを推進します

844 市民参加の推進と仕組みづくりを進めます

今後、4年間に重点的に取り組む事業

※事業費は4年間の概算予算額で、財政状況等により変動する場合があります。

| 事業名 | 事業概要 | 事業費 |
|--|--|---------------------|
| 行政経営推進事業 (政策企画課) 第1節「行政経営」 | 「行政経営」を「限られた資源のなかで、確固たる戦略を定め、自律した行政を行うこと」と定義し、継続的な改善を図っています。行政経営推進事業の指針となる「行政改革大綱」について、第4次大綱の振り返りを行い、第5次大綱の策定・推進につなげていきます。 | 百万円 7 |
| | 事業期間 | 平成16(2004)年度～(継続事業) |
| 公共施設等マネジメント推進事業 (政策企画課) 第1節「行政経営」 | 市の公共施設を効率的に管理し、有効に利活用していくため、「公共施設マネジメント」の推進を計画的に進めます。各地域の基本情報や各公共施設の利用状況・コストをまとめ、施設の最適化・効率化、中長期的なコスト管理を行います。 | 百万円 9 |
| | 事業期間 | 平成23(2011)年度～(新規事業) |
| 基幹情報システム更新計画推進事業 (情報統計課) 第1節「行政経営」 | 汎用コンピュータで稼働している住民記録・税・福祉等の基幹情報システムの課題の整理や今後の方向性等を検討するために策定した「基幹情報システム更新計画」に沿って、段階的に安定性・信頼性のある新システムを構築し、更なる市民サービスを図ります。 | 百万円 681 |
| | 事業期間 | 平成22(2010)年度～(継続事業) |

分野別の主な計画

| 計画名 | 計画概要 | ページ |
|--|---|-----------------------------|
| 所沢市第4次行政改革大綱 「『行政経営』有言実行宣言」 (政策企画課) | 行政経営の視点に立ち、仕事の進め方を改革することにより市民サービスの向上を図る行政改革の計画です。改革内容の数値目標や実施年度を具体的に示しています。 | P152～155 第1節「行政経営」 |
| | 計画期間 | 平成20(2008)年度～23(2011)年度の4年 |
| 第2次所沢市定員適正化計画 所沢市民間委託化推進計画 (政策企画課) | 中長期的な視点に立ち、両計画を連携させ、適正な職員配置、効果的な委託化の推進に取り組むための計画です。 | P152～155 第1節「行政経営」 |
| | 計画期間 | 平成17(2005)年度～26(2014)年度の10年 |
| 所沢市電子市役所推進アクションプラン3 (情報統計課) | 市民が利便性を実感できる電子市役所の実現を目標に、更なる市民サービスの向上と行政運営コストの適正化、情報セキュリティの確保を図るための計画です。 | P152～155 第1節「行政経営」 |
| | 計画期間 | 平成21(2009)年度～23(2011)年度の3年 |
| 中長期財政計画 (財政課) | 市税収入をはじめとする歳入の予測及び各種計画と連携した歳出の見通しを中長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するために策定されたものです。 | P156～157 第2節「財政運営」 |
| | 計画期間 | 平成23(2011)年度～30(2018)年度の8年 |
| 埼玉県西部地域まちづくり計画 第2次計画(ダイアプラン) (企画総務課) | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市で構成する「埼玉県西部地域まちづくり協議会※」により、近接した4市が地域の特性を活かしたまちづくりの推進や、共通課題に対し協力して取り組むことにより大きな成果をあげることがめざして策定された計画です。 | P158～159 第3節「地方分権」 |
| | 計画期間 | 平成23(2011)年度～32(2020)年度の10年 |

※埼玉県西部地域まちづくり協議会…所沢市、狭山市、飯能市、入間市の4市で構成する協議会。愛称「ダイアプラン」。互いに交流や連携をし、魅力あふれる都市圏を創造することを目的とする。圏域市民の交流事業や公共施設の相互利用、専門部会による広域行政の推進などの活動を展開している。

第8章-行財政運営

第1節

行政経営

～限られた資源の中で

戦略的に自律(自立)的行政経営を進めます～

◆◆◆ 現況

歳入の増加が見込めない環境の中、市が対応すべき課題はますます増大しています。また、非常に変化が激しい時代となっており、市政運営においても迅速な判断や対応が求められています。

限られた資源の中で、市の役割の拡大に対応するためには、より効果的・効率的な方法により、市民サービスを提供することが求められます。

本市では、「行政経営」について、「限られた資源の中で、確固とした戦略を定め、自律した行政を行うこと」と定義し、行政改革大綱^{*}を定め、その推進を図ってきました。また、戦略的な行政経営を進めるためのガバナンス^{*}の向上などをあわせて進めています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 「所沢市第4次行政改革大綱『行政経営』有言実行宣言」の発行
- 全事務事業・全施策・全政策に対する評価及び当該結果による計画行政の推進
- 部長級職員による「組織マニフェスト」の作成及び公表
- 幹部職員に対する「目標管理」の導入
- 「横断的に取り組む主要課題」に対する政策マネージャーの設置及び推進
- 「第2次所沢市定員適正化計画」「所沢市民間委託化推進計画」の見直し及び推進
- 「事業仕分け」の実施
- 庁内での改革改善運動の推進と職員の意識変革への取り組み

■ 事業仕分け



◆◆◆ 課題の整理

- 費用対効果や事業成果に着目した資源配分を推進すること。
- トップマネジメント^{*}の強化により戦略的に行政経営を推進すること。
- 増大する行政課題に対応するために、主体的・効果的に改革・改善を推進すること。
- サービスの充実やコスト削減を図るために、民間活力の活用や、民間手法の導入を図ること。
- 市の活力を維持するために、人口を維持する政策を実施すること。
- 「選ばれるまち」をめざして、意欲的な行政改革を推進すること。
- 縦割りとなりがちなさまざまな政策課題について、柔軟に対処する仕組みを充実すること。
- 社会状況に柔軟に対応するために組織を活性化し、適切な市職員の定員管理を実施すること。
- ITを効果的に活用し、市民サービスの向上を図ること。

^{*}行政改革大綱…仕事の進め方を改革することにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。取り組むべき改革項目、実施目標等を定めている。本市での通称は「『行政経営』有言実行宣言」。

^{*}ガバナンス…法令を順守し、組織を円滑に統治していく仕組みのこと。

^{*}トップマネジメント…組織のめざすべき方向を明らかにし、重要事項について意思決定を行う経営層若しくはそのための経営の仕組み。

◆◆◆ 基本方針

811 総合計画の実現に向けた計画行政を推進します

厳しい財政状況の中、限られた資源を活用し、総合計画の実現を図るため、成果や効果などを重視した資源配分を行います。

総合計画への貢献度などを評価し、相対的に比較できるシステムをさらに精度の高いものとしていきます。

また、トップマネジメントを強化して、計画行政を強力に推進していきます。

総合計画は、社会情勢などの変化により必要が生じた場合、見直しを行います。

《主な取り組み》

- ・計画・実行・評価・予算が連動した、効果的・効率的なシステムの確立
- ・具体的でわかりやすい目標設定とその検証
- ・市長を中心としたトップマネジメントの強化

812 行政経営の考え方に立った改革をさらに進めます

既存の資源で、複雑化・多様化・多量化する市民サービスに対応するため、前例に捉われず、市民の視線で、戦略的に事務事業の改革・改善に取り組みます。

行政改革大綱を指針とし、徹底的な無駄の排除や民間活力の活用、市民満足度の向上などに積極的に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・行政改革大綱に掲げられた各項目の実現
- ・民間手法による行政サービスの提供の推進
- ・市民満足度の高い行政運営の推進
- ・外部監査の実施

813 選ばれる自治体をめざします

基本構想に掲げられた将来人口を実現するため、自治体間競争や、市民の異動動向を意識した政策を実現していきます。さらに、これを対外的に周知するため、「所沢ブランド^{*}」の発信に努めます。

《主な取り組み》

- ・選ばれるまちをめざした取り組みの推進
- ・所沢ブランドの創造と積極的な発信

814 組織力の充実を図ります

社会情勢に即応しうる組織編成、増大する事務量に対応した適正な人員配置など、組織力の充実を図るとともに、職員の専門知識と行政能力のかん養を図ります。

《主な取り組み》

- ・時代の変化に対応した適切な組織編成と柔軟な組織運営
- ・適切な定員管理と人員配置
- ・職員の専門知識と行政能力のかん養

815 ITを効果的に活用して市民サービスの向上に努めます

電子市役所の実現のため、ITを効果的に活用し、市民サービスの向上、業務の簡素化・効率化及び費用対効果の向上、情報セキュリティの確保に努めます。

《主な取り組み》

- ・各種申請・申告、施設利用などの予約、入札におけるインターネットなどの活用
- ・ソフトウェアをネットワーク経由で利用するサービスの採用、アウトソーシング^{*}などの推進

^{*}ブランド…銘柄の個性。他の銘柄と異なる明確な差別性があること。

^{*}アウトソーシング…専門的知識の活用や費用対効果を生み出すため、業務の一部を民間事業者等に委託すること。

◆◆◆ 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | |
|--------------------------------|----|-----------|--------|-----------|------|------|
| 行政改革大綱『『行政経営』有言実行宣言』に掲げた目標の達成率 | % | H21 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | 56.8 | 100.0 | 70.0 | 80.0 | 90.0 |
| | | (第4次行革大綱) | | (第5次行革大綱) | | |

説明：行政改革への取り組みを示す指標です。

現状値は、第4次行政改革大綱『『行政経営』有言実行宣言』(H20～H23)に掲げた項目の平成21年度の達成率です。目標値は、第5次大綱(H24～H27)の最終年度の100%達成に向け、平成26年度に90%をめざすものです。

※第5次大綱の策定時に新たな年次目標等を設定するため、いったん目標値が下がります。

■第4次行政改革大綱『『行政経営』有言実行宣言』に掲げた目標一覧

| 番号 | 項目 | 説明 |
|----|------------------|--|
| 1 | 市民の知りたい情報の提供 | ホームページや広報紙等の情報提供手段を活用し、積極的に情報提供していくとともに、市民の知りたい情報の把握にも努める。 |
| 2 | わかりやすい行財政情報の提供 | 新たな財政制度(財政健全化法、地方公会計改革等)に対応するとともに、市政の理解に必要な行財政情報を、市と市民にとって分かりやすく積極的に提供していく。 |
| 3 | 計画段階からの市民参加の充実 | 計画段階での意見聴取機会をこれまで以上に充実させ、市民参加を進める。 |
| 4 | 新たな地域コミュニティの構築 | 市民・NPO・行政等それぞれの担う役割を共有することにより、新たな地域コミュニティの仕組みづくりに取り組む。 |
| 5 | (仮称)まちづくり基本条例の策定 | まちづくりの基本となる条例を市民参加により策定し、その理念を浸透させるとともに周知の徹底を図る。 |
| 6 | 地域コミュニティの拠点整備 | 地域コミュニティの活動拠点となる公共施設の整備充実を進める。 |
| 7 | 市民組織の自立支援 | 公共的な役割を担うまちづくり活動のサポート体制を整備する。 |
| 8 | ユニバーサルデザインの推進 | 障害の有無・年齢・性別・国籍・人種等に関わらず、すべての人が利用しやすい施設、環境、サービスを実現していく。 |
| 9 | 窓口体制の整備及び拡大 | 市民サービスを円滑に行うために、組織の適宜見直しを図るとともに、休日・時間外における窓口開庁の実施等、事務執行を随時見直すことにより、市民サービスの向上を図る。 |
| 10 | 窓口満足度の向上 | 親切で身近な接客対応や業務の理解に基づく窓口対応力の向上等を通じて、「さわやか市役所」を実現していく。 |
| 11 | 政策会議の機能強化 | 市政情報の分析・判断などを通じて、緊急かつ横断的な課題への対応や戦略的な政策判断等を担い、トップマネジメントを支えていく。 |
| 12 | 経営情報の収集・分析 | 政策会議等、課題解決に向けて検討を進める際に参議的な役割を担い、政策や計画を立案する上での有効情報の収集・加工・分析を行う。 |
| 13 | 組織マニフェストの導入 | 部内目標を明確にして目指すべき方向と求められる成果を共有し、組織の戦略的課題を解決する。 |
| 14 | 政策評価の導入 | 事務事業や施策とあわせて政策単位の評価を体系的に行い、効果的な資源配分を実現するための情報をトップマネジメントに提供する。 |
| 15 | 中長期財政計画の適正管理 | 法制度や社会情勢の変化にあわせて計画を継続的に改善し、トップマネジメントの意思決定に必要な情報を提供する。 |
| 16 | 大規模事業管理計画の策定 | 今後の行政運営における財政的負担の見通しを明らかにするため、大規模事業の将来負担を推計し、計画を策定する。 |
| 17 | 事前評価制度の充実・強化 | 成果や費用対効果の観点により、新たな公共事業の実施の際に、将来の維持管理費用等を含めて徹底した事前評価の導入を図る。 |
| 18 | 指標に基づく財政状況管理 | 現在の財政指標に加え、新たな指標、計算書等の追加による総合的判断により、財政状況の健全化に努める。 |
| 19 | 市有財産の有効活用 | 未利用地の売却・賃借等に加え、これまで以上に市の保有する財産の有効活用を積極的に図る。 |

| 番号 | 項目 | 説明 |
|----|-------------------|---|
| 20 | 印刷物等への広告掲載 | 事業を進める上での経費に充当するために、広告の掲載についてさらに積極的に進める。 |
| 21 | 施設命名権の導入 | 公共施設を対象として、取扱基準を設定し、施設命名権の導入により財源の確保を図る。 |
| 22 | 受益者負担の見直し | 適正な利用者負担の定期的な見直し及び統一的な基準の策定を行う。 |
| 23 | 市税等収納率の向上 | 財政の安定化と負担の公平性を図るため、積極的に市税・保険料・負担金等の収納率向上を目指す。 |
| 24 | 収納率向上のための仕組みづくり | 収納関係所管課が個別に保有するスキルを共有していくことにより、効率的な業務を行っていく体制を構築する。 |
| 25 | 民間委託化の推進 | 業務委託を中心に、PFI、指定管理者等の手法を取り入れながら、民間委託化の推進を図る。 |
| 26 | 公共工事のコスト構造改革 | 工事設計段階から予算積算～施工～維持管理に至る一連のプロセスにおいて、事前評価の導入や標準化を進めることにより、コスト削減を図る。 |
| 27 | 入札制度等の見直し | 一般競争入札をはじめとする「入札制度改革」等の実施により、公平・公正な入札事務の執行を進め、さらに適正な競争環境を実現する。 |
| 28 | 公営企業の経営健全化 | 公営企業（水道・病院・下水道）を対象として、経営計画の作成や個々の改善への取り組みを通じて、経営の健全化を進める。 |
| 29 | 第三セクターに対する基本方針の策定 | 本市における第三セクターの基本的な方針を策定し、継続的な経営改革を進める。 |
| 30 | 定期的な評価制度の構築 | 第三セクターを対象として、行政評価の視点を踏まえた評価の仕組みを構築し、経営の健全化を進める。 |
| 31 | 施設の複合的利用促進 | 政策的な見地に基づく公共施設の複合的な利用を図りながら、既存施設の有効利用を進める。 |
| 32 | 適正な給与水準の維持 | 人事院勧告や公務員制度改革を踏まえながら、適正な給与水準の維持に努める。 |
| 33 | 特殊勤務手当の見直し | 制度趣旨に即さない特殊勤務手当の見直しを図る。 |
| 34 | 管理職手当の見直し | 職務職責に応じた管理職手当のあり方を検討する。 |
| 35 | 事務事業の見直し | 継続的な改革改善のための推進体制を整備し、各課において取り組んでいる事務事業見直しをさらに積極的に取り組む。 |
| 36 | 定員適正化の推進 | 経常経費を圧迫する人件費抑制を図るため、民間委託等を進めつつ、定員の適正化を図る。 |
| 37 | 人材育成基本方針の見直し | 地方分権の動きに対応するため、組織において求められる職員像をさらに明確化させていくとともに、ジョブローテーション等今後の育成方針も示していく。 |
| 38 | 表彰制度の構築 | 組織及び職員のやる気を高めるため、業務改善や市のイメージアップにつながる実績に対する表彰制度を構築し、実施していく。 |
| 39 | 電子市役所アクションプランⅢの策定 | 利用者の利便性向上や業務効率化を目的として、さらに将来の業務・システム全体の最適化を見据えながらプランを策定し、推進していく。 |
| 40 | 人事評価制度の拡充 | 職員の能力・取り組み姿勢の向上を促し、職場の活性化を図るために勤務実績を反映した人事評価制度をさらに拡充する。 |
| 41 | 業務マニュアルの策定 | 市民サービスの向上や誰もが業務を一目で把握できる環境づくりを目指して、各職場での業務マニュアルを策定する。 |
| 42 | グループ制の有効活用 | グループ制を活かした業務執行に向けて、より一層柔軟に対応できるよう、体制を整備する。 |
| 43 | 財政状況・会計情報の理解促進 | 新たな財政・会計制度への共通認識と業務への対応を進めるため、管理職への研修の実施や情報紙への掲載など、情報の積極的な発信を行う。 |
| 44 | 事務改善活動等の充実・強化 | 職員の活力とやる気の気風を職場で培いながら、職員提案制度や職場での改革改善活動への取り組みをさらに継続的に充実・強化していく。 |

第8章-行財政運営

第2節

財政運営

～歳出の見直しと削減 適正な歳入確保により
健全な財政運営を維持します～

◆◆◆ 現況

本市の財政状況は、歳入においては、個人市民税、固定資産税を中心とする市税収入が6割近くを占めており、財政的な自立性が高いといえますが、平成19(2007)年度に市民税の法改正の影響等により市税収入が増加した以降は、社会経済情勢の変化の影響を受け減少しています。

一方で、歳出においては、少子高齢化対策、環境対策、廃棄物対策、耐震対策など財政需要が増大している状況にあり、特に、扶助費の大幅な増加に伴い義務的経費が増大し、財政構造の硬直化が進んでいます。

このような状況の中で、歳入の確保や歳出全般について見直しを図り、健全な財政運営に努めています。

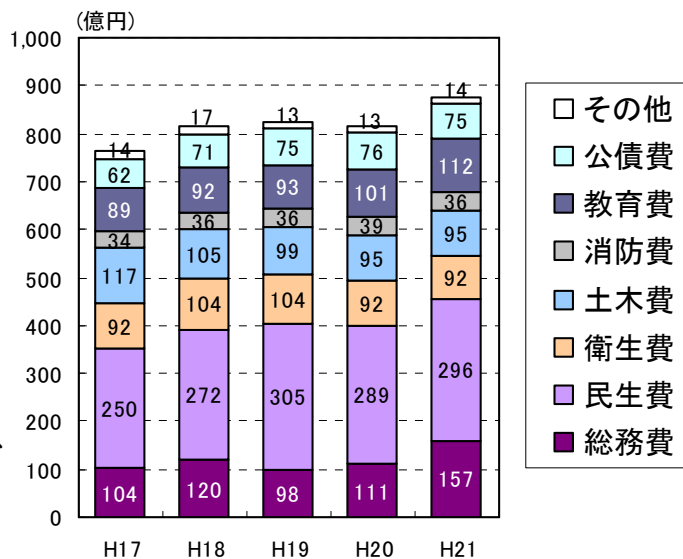
◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 持続可能な財政運営をめざし、中長期財政計画を策定
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項に基づき、健全化判断比率を公表
- 市税収納率の向上を図ることを目的に、収納対策室の設置、夜間・休日収納窓口の開設、滞納整理支援システムの導入、コンビニ収納*の導入及びコールセンター*の設置などを実施
- 財源の確保のため、行財政改革や受益者負担の適正化への取り組みを実施
- 市有財産の有効活用
- 補助金等審査委員会による継続的な審査により、補助金の随時見直しを実施
- 市の財政状況について、広報や市のホームページで公表を行ったほか、よりわかりやすい情報を提供するために「所沢市財政トークス」をホームページに掲載。

◆◆◆ 課題の整理

- 財政需要が増大する中で、行政改革を推進するとともに、長期的な視野にたって財政の健全化に取り組むこと。
- 中長期財政計画を踏まえ、計画的な財政運営に努めること。
- 経済状況や人口構造の影響等から大幅な歳入の増加が見込めない中であっても、新たな施策に取り組むため、市税の確保のほか、あらゆる手法を活用しながら財源を確保していくこと。
- 受益者負担の原則に基づき、使用料、手数料などについて負担の適正化に努めること。
- 市民にわかりやすい財務情報の公開をさらに進め、財務の透明性を確保すること。

■ 歳出決算額（目的別）の推移



(資料：財政課)

*コンビニ収納…税金などの支払いをコンビニエンスストアで行うこと。
*コールセンター…市では、納期限を過ぎた市税について、電話による催告業務の一部を委託している。

◆◆◆ 基本方針

821 計画的な財政運営に努めます

市税収入等の歳入の予測及び歳出の見通しを把握し、中長期財政計画を策定します。

また、総合計画の優先順位に基づき、財源の効果的な配分に努め、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・ 中長期財政計画による財政運営
- ・ 効果的な財源配分
- ・ 行政経費の聖域なき見直し
- ・ 補助金の見直し

822 財源の確保に努めます

市税収入等の収納率向上に努めながら自主財源を確保するとともに、国・県の補助金等を積極的に活用します。

また、後年度負担に配慮した地方債の活用にも努めます。

《主な取り組み》

- ・ 自主財源の確保
- ・ 国・県の補助金等の活用
- ・ 市有財産の有効活用の促進

823 受益と負担の適正化に取り組みます

公平性を確保するため受益と負担を明確にし、受益者負担の原則に基づき負担の適正化に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・ 受益者負担の適正化

824 財務の透明性を確保します

市民にわかりやすく、親しみやすい財務情報の公開をさまざまな媒体を活用して進めるとともに、財務管理・財務監査を充実し、公正で能率的な運営と適正な執行を行い、財務の透明性を確保します。

《主な取り組み》

- ・ わかりやすい財務情報の公開
- ・ 財務管理・監査の充実

◆◆◆ 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | |
|--------|----|------|--------|------|------|------|
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 経常収支比率 | % | H21 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | 92.9 | 92.1 | 91.3 | 90.5 | 89.7 |

説明：財政の健全化への取り組みの成果を測る指標です。

現状値は、平成21年度の状況です。目標値は、平成26年度までに80%台をめざすものです。

※経常収支比率とは、毎年度経常的に支出される経費（人件費、扶助費、公債費などの経常経費）に市税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源がどの程度充当されているかをみる指標で、財政構造の弾力性を示します。

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | |
|---------|----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 実質公債費比率 | % | H21 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | 7.3 | 7.3 | 7.1 | 6.9 | 6.8 |

説明：財政の健全化への取り組みの成果を測る指標です。

現状値は、平成21年度の状況です。目標値は、平成26年度までに6.8%をめざすものです。

※実質公債費比率とは、一般会計の公債費に、公営企業債に対する繰出金や債務負担行為などを合わせた公債費の標準財政規模に占める割合です。18%以上になると市債発行について国の許可が必要となり、25%を上回った場合は、早期健全化団体となります。

地方分権

～自治体としての自立性を確保しつつ

近隣自治体との連携を進めます～

◆◆◆ 現況

「地域のことは地域で決める」という理念のもと、地方分権社会[※]の実現に向けた取り組みが進んでいます。

平成12(2000)年に施行された地方分権一括法はその象徴的なものですが、それ以降も、権限や財源の移譲を中心とする各種の取り組みが進んでいます。現在も「地域主権改革」への取り組みが進められており、今後、基礎自治体の重要性はますます高

まるものと予想されます。

本市では、かねてより積極的に権限移譲[※]の受入れ等を進めてきましたが、「自立した自治体」として行政を進めていくうえでは、地方分権の進む方向性を見定めつつ、市の態勢を整えとともに、行政サービスの見直しを図っていく必要があります。また、職員の資質の向上も求められています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 自主的な自治体経営[※]を実現するためのマネジメントシステムの導入の推進
- 地方分権の担い手としてふさわしい財政状況の維持及び人材の育成
- 平成14年の特例市[※]への移行及び県からの事務権限の積極的な受入れ
- 市長会等の活動を通じた権限と財源の移譲に関する研究の推進
- 近隣自治体との連携・協力による広域的な市民サービスの提供と地域づくりの推進
- 大都市制度[※]の活用に関する研究

◆◆◆ 課題の整理

- 地方分権・地域主権改革[※]の本旨を踏まえ、積極的に基礎自治体としての機能の向上に努めること。
- 新たに受ける権限を、限られた経営資源の中で最大限に活用できるマネジメントシステム[※]を確立すること。
- 市が住民に身近な基礎自治体としての機能を高めていくと同時に、地域のことは地域が担う自立への取り組みを進めること。
- 中核市[※]や保健所政令市[※]などへの移行について、総合的に調査・検討を進めること。
- 近隣自治体との連携の強化を図るとともに、広域行政[※]についての調査と検討を進めること。
- 広域的に行うことにより効率性が高まる事業やサービスに関する研究を行い、適切に実施すること。
- 地方分権の担い手にふさわしい職員の育成を進め、その能力を十分に活用できる環境整備を図ること。

※地方分権社会…国は、国が本来やるべき仕事だけに専念し、住民に最も身近な自治体では、多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する住民本位の社会。

※権限移譲…地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政の展開を図るため、従来、国や都道府県が担っていた権限を市町村に移し、移譲先の市町村において事務処理を行うことができるようにすること。

※自治体経営…自治体が自らに必要なものは何かを考え、住民とともに地域にふさわしい政策や施策を新しく作り出していく等、民間企業などの発想や手法を取り入れながら、限られた資源を有効に活用して行政を行うこと。

※特例市…地方自治法に基づき政令で指定され、政令に定める事務が県から移譲される。指定要件は人口20万人以上。権限移譲の対象事務は、主に環境や都市計画に関するもの。

※大都市制度…地方自治法では、都市行政の特殊性に対応するため、一般の市町村とは異なる特例を定めている。政令指定都市制度のほか、中核市制度、特例市制度がある。

※地域主権改革…住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにめざす動き。

※マネジメントシステム…組織の方針、手段及び過程を管理し、継続的に改善する制度や方式。

※中核市…地方自治法に基づき政令で指定され、政令に定める事務が県から移譲される。指定要件は人口30万人以上。権限移譲の対象事務は、社会福祉施設の設定認可・指導、保健所の設置など。

※保健所政令都市…地域保健法に基づき、政令指定都市、中核市などは保健所を設置することとされているが、それ以外の市がこの法律に基づいて保健所を設置した場合に、このように呼ばれる。

※広域行政…市町村の行政区域を越えて、より広い区域を単位とする地方行政。行政区域を越えて拡大する社会活動や経済活動に対応しようとするもの。

◆◆◆ 基本方針

831 自治体としての自立性を確保します

地方分権の理念を実現していくためには、自立した自治体であり続けることが求められます。

そのため、健全な財政状況を維持することに加え、市の課題に対応した業務を担うとともに、地域の課題に的確かつ迅速に対応できる態勢を整えます。

《主な取り組み》

- ・市の実情に合わせた権限移譲の受入れ
- ・市民との役割分担の検討
- ・中核市等の大都市制度の研究

832 自治体間の連携を推進します

個々の事業について、市単独で実施するべきか、広域的に対応するべきか検討し、広域的な対応が市民サービスの向上につながると考えられる事業については、積極的な連携を図っていきます。

また、他自治体との情報交換を実施することにより、市民サービスの内容を点検し、連携による内容の充実を図っていきます。

《主な取り組み》

- ・埼玉県西部地域まちづくり計画の推進
- ・関係自治体間の連携によるサービスの充実
- ・広域処理業務の研究・拡大

833 自立した自治体にふさわしい人材を育成します

自立した自治体であるためには、それを支える職員を育成することが求められます。そのため、職員研修の充実を図ることに加え、長期的な展望のもとに職員の採用を実施していきます。

また、職員の能力を十分に活用できるような環境整備も行っていきます。

《主な取り組み》

- ・自立した自治体を支える能力を持つ職員の育成
- ・長期的な展望のもとでの職員採用
- ・職員の能力向上と活用のための環境整備

◆◆◆ 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | | | | | 年度別目標値 | | | | |
|------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--|--|--|--|
| 相互利用施設利用者数 | 人 | H21 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | |
| | | 466,552 | 467,000 | 468,000 | 469,000 | 470,000 | | | | | |

説明：自治体間の連携によるサービスの充実の度合いを示す指標です。

現状値は、平成21年度の近隣4市の相互利用施設、59施設の利用者数です。目標値は、毎年度1千人の増加をめざすものです。

| 指標名 | 単位 | 現状値 | | | | | 年度別目標値 | | | | |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|--|--|--|--|
| 有言実行発表会改革・改善事例件数 | 件 | H21 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | |
| | | 9 | 12 | 14 | 16 | 18 | | | | | |
| 職員提案制度による改善提案件数 | | 15 | 18 | 22 | 26 | 30 | | | | | |

説明：自治体の職員としての改革・改善に向けた発想力や積極性を示す指標です。

現状値は、平成21年度の有言実行発表会での改革・改善事例件数及び職員提案制度における提案件数です。目標値は、4年間で倍増をめざすものです。

第4節

情報公開と市民参加

～市政情報の積極的な公開と市民参加を進めます～

◆◆◆ 現況

各自治体の「自己決定・自己責任」のもと、独自のまちづくりが進められる中、市政の主人公である市民の行政への参加が重要になっています。

本市においても、市民の知る権利を尊重し、市の

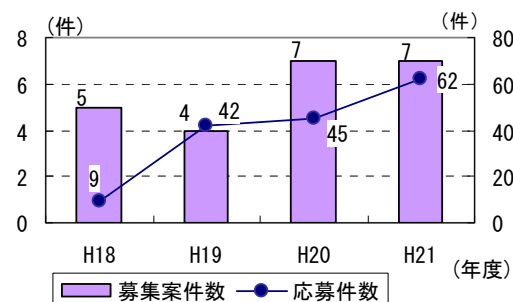
諸活動を市民に説明する責務を全うするため、情報公開制度のさらなる推進に努めています。また、市民参加の機会をさらに進め、市民と市の協働のもと、開かれた市政の運営を進めています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 主な行政計画の策定に際し、市・市民・団体・事業者による協働の取り組みの推進
- 公開の対象となる会議の拡大
- 審議会などの会議結果を市ホームページで公開
- 利用者が利用しやすい市ホームページの再構築
- 定型的な内容の情報は、外部からの公開請求によらず積極的に公表
- 指定管理者に対する情報公開手続きの策定
- 条例制定や計画策定過程におけるパブリックコメント※などの手法による市民意見の反映
- 大学などとの協力体制による、まちづくりや人材育成などの取り組み

- 政策会議の情報公開
- 市議会のインターネット中継による公開及び議場モニター設置により議員活動の情報提供
- 市民との協働による「所沢市自治基本条例」の策定

■パブリックコメント件数



(資料：市民相談課)

◆◆◆ 課題の整理

- 所沢市自治基本条例の着実な実行に向けた推進体制の充実を図ること。
- 事業の計画段階から市民などとともにつくりあげる「市民参加」の仕組みの整備を図ること。
- 市政情報を入手しやすい環境整備と情報公開制度の拡充を図ること。
- 誰もが「使いやすい」「わかりやすい」「役に立つ」市ホームページを構築すること。
- 多様化する市民ニーズの的確な把握と市民ニーズに対応した行政サービスを提供すること。
- 双方向の情報共有をめざし、情報公開と広報・広聴機能の連携・強化を図ること。

■総合計画策定におけるワークショップ※



※パブリックコメント…市の政策形成過程において公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参画と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする手続きの制度。市の基本的な政策等の策定にあたり、その案を公表し、寄せられた意見等を政策に反映させるとともに、その意見等とそれに対する市の考え方を公表している。

※ワークショップ…参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーター（司会進行役）を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される集会。住民参加型のまちづくりにおける合意形成の手法として多く用いられる。

◆◆◆ 基本方針

841 市政情報の共有化を図ります

市政に関する意見や提案などを聴き、課題の把握に努め、市民などとの情報の共有化を図っていきます。

《主な取り組み》

- ・ 市民による市政に関する意見・提案などの機会の充実

842 行政サービスの向上に努めます

市民ニーズを把握し、行政サービスに反映していきます。また、市ホームページなどにより、市政情報を入手しやすくしていくための環境整備を進めます。

《主な取り組み》

- ・ 市政情報や市民ニーズの双方向の共有化を図るための仕組みづくりと環境整備
- ・ わかりやすい情報の提供

843 協働によるまちづくりを推進します

市民・事業者・地域コミュニティの協働によるまちづくりを進めます。

《主な取り組み》

- ・ 市民などとの協働の場の仕組みの整備

844 市民参加の推進と仕組みづくりを進めます

各種審議会やパブリックコメントなどによる市民参加など、多くの機会を提供できるような仕組みづくりを進め、まちづくりへの市民参加を促進するための条例制定に取り組んでいきます。

《主な取り組み》

- ・ 計画段階からの市民参加の充実
- ・ 市民参加に関する条例の制定
- ・ 住民投票条例の制定

◆◆◆ 計画期間における目標指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 年度別目標値 | | | | |
|--------------------|----|------|--------|------|------|------|-----|
| | | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 市政情報の内容や仕組みに関する満足度 | % | | H20 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | 75.0 | 77.5 | 80.0 | 82.5 | 85.0 | |

説明：市政情報発信の取り組みの成果を測る指標です。

現状値は、平成20年度のアンケート調査結果によるものです。目標値は、平成26年度までに10ポイントの向上をめざすものです。

| 指標名 | 単位 | 基準値 | 年度別目標値 | | | | |
|-------------------|----|-----|--------|-------|-------|-------|-----|
| | | | H19 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 市ホームページの年間アクセス※件数 | 千件 | | H19 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | 996 | 1,195 | 1,245 | 1,295 | 1,345 | |

説明：市民との情報の共有化の状況を示す指標です。

基準値は、平成19年度の市ホームページの年間アクセス件数です。目標値は、基準値を毎年度5万件的増加をめざすものです。

※アクセス…コンピュータでホームページなどに接続すること。

今後4年間の財政予測及び過去5年間の決算額（予算額含む）

前期基本計画における財政収支の予測は、次のとおりです。この計画の事業費については、主に一般行政経費に含まれます。

なお、この財政予測は、平成22（2010）年度の策定時に把握できる範囲であり、今後の社会経済情勢により大きく変動する可能性があります。

■今後4カ年間（第5次総合計画前期基本計画期間）の財政収支の予測（普通会計）

単位：百万円

| | | 23年度推計 | 24年度推計 | 25年度推計 | 26年度推計 |
|----|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 市税 | 51,500 | 51,590 | 51,870 | 52,180 |
| | 国・県支出金 | 18,010 | 18,300 | 18,700 | 18,900 |
| | 市債 | 5,800 | 4,100 | 4,300 | 3,600 |
| | その他 | 11,470 | 12,690 | 13,270 | 12,720 |
| | 歳入合計 | 86,780 | 86,680 | 88,140 | 87,400 |
| 歳出 | 人件費 | 21,740 | 21,530 | 21,130 | 20,850 |
| | 公債費 | 7,520 | 7,490 | 7,310 | 7,220 |
| | 扶助費 | 21,170 | 22,200 | 22,850 | 23,540 |
| | 一般行政経費等 | 36,350 | 35,460 | 36,850 | 35,790 |
| | うち重点事業にかかる事業費(※) | 4,239 | 3,597 | 4,522 | 3,389 |
| | 歳出合計 | 86,780 | 86,680 | 88,140 | 87,400 |

(※) 各章に掲げる「今後、4年間に重点的に取り組む事業」にかかる各年度における事業費

■過去5カ年間（第4次総合計画後期基本計画期間）の決算額及び予算額（普通会計）

単位：百万円

| | | 18年度決算 | 19年度決算 | 20年度決算 | 21年度決算 | 22年度予算 |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 市税 | 50,289 | 55,011 | 54,703 | 52,542 | 50,835 |
| | 国・県支出金 | 10,573 | 11,062 | 16,751 | 14,798 | 16,183 |
| | 市債 | 5,139 | 4,000 | 2,919 | 4,105 | 4,594 |
| | その他 | 18,780 | 15,287 | 15,072 | 19,957 | 12,017 |
| | 歳入合計 | 84,781 | 85,360 | 89,445 | 91,402 | 83,629 |
| 歳出 | 人件費 | 22,506 | 22,408 | 22,124 | 21,822 | 22,865 |
| | 公債費 | 7,115 | 7,452 | 7,561 | 7,468 | 7,460 |
| | 扶助費 | 12,526 | 13,689 | 14,623 | 15,869 | 19,681 |
| | 一般行政経費等 | 39,517 | 38,711 | 37,247 | 42,500 | 33,623 |
| | 歳出合計 | 81,664 | 82,260 | 81,555 | 87,659 | 83,629 |